社労士法人
びいずろうむ

中小事業主のための

# ハラスメント対策 オンラインセミナー

参加費 無料
オンライン開催

— 法改正に対応し、安心して働ける職場づくりを —

## ハラスメントって うちの話!?

- ☑ うちは大丈夫だと思っていませんか?
- ☑ 知らないうちにリスクを抱えていませんか?
- ☑ 法改正で事業主の義務が厳格化します!

令和8年10月から、**カスタマーハラスメント（カスハラ）**や
求職者等へのセクシュアルハラスメント対策が**事業主の義務**になります。
本セミナーでは、事業主が行うべき具体的な対策と、
対策を怠った場合のリスクについて、わかりやすく解説します。

**開催日時**

**令和8年 9月18日 (金)**
**午後2時 ～ 3時（60分）**

- オンライン開催（Zoomウェビナー）
- 定員 先着100名
- 対象 中小企業の事業主 人事・総務ご担当者様

講　師

社労士法人 びいずろうむ
代表・特定社会保険労務士
**佐藤 文子**

中小企業の人事労務の支援を多数行う。
ハラスメント対策や就業規則整備をはじめ、
働きやすい職場づくりのコンサルティングを行う。

## 事業主が行うべきハラスメント対策

**01 方針の明確化・規程の整備**
ハラスメント防止の方針を明確にし、社内規程・ルールを整備する

**02 相談窓口の設置と周知**
相談しやすい窓口を設置し、従業員や求職者に周知する

**03 事案への対応手順の整備**
相談対応や調査、再発防止までの流れを決めておく

**04 社内教育・啓発の実施**
管理職・従業員への研修や啓発活動を行う

**05 カスハラ対応ルールの整備**
カスハラに対する基本方針と対応方法を定める

**06 取引先・求職者への周知**
取引先や求職者にも方針やルールを伝える

## 対策をしなかった場合のリスク

| | |
|---|---|
| 法的責任 | 安全配慮義務違反により、損害賠償請求や行政指導の対象になる可能性があります。 |
| 企業イメージの低下 | 問題が公になることで、社会的信用の低下や取引先・顧客離れにつながります。 |
| 人材の確保・定着への悪影響 | 求職者が敬遠し、採用が難しくなるほか、従業員のモチベーション低下や離職につながります。 |
| 業務への悪影響・コスト増大 | 対応に多くの時間や費用がかかり、本来の業務に支障をきたします。 |

## プログラム（予定）

1. ハラスメント対策の法改正の概要
2. カスタマーハラスメント対策のポイント
3. 求職者等へのセクシュアルハラスメント対策のポイント
4. 事業主に求められる体制整備と実務対応
5. 当事務所のサポート内容のご紹介
6. 質疑応答

**お申込みはこちらから！**

**申込締切**
令和8年 9月16日 (水)

お申込み用 QRコード

### お申込みの流れ

QRコードまたはURLからお申込みください。
後日、参加用URLをメールでご案内します。


社労士法人
びいずろうむ

052-753-4866
受付時間　平日 9:00～17:00

466-0023
名古屋市昭和区石仏町1-33